

校則（生徒心得）

制服

- (1) 登下校を含め、在校時は学校指定の制服を正しく着用すること。
- (2) 式典（入学式・卒業式）は正装（冬制服、ネクタイ・リボン着用）で出席する。
始業式、終業式については季節に合わせた正装で出席する。
気候や行事に応じて着用方法を指示する場合がある。
- (3) スカートの長さは膝にかかる程度とする。靴下は白、黒、紺、グレーの華美でないものとする。
カッターシャツの下は単色無地の華美でないシャツとする。
セーター、ベストは学校指定のものに限る。
運動靴または革の短靴、雨天時は長靴可。スリッパは学校指定のものに限る。
- (4) やむを得ない事情がある場合は、担任に「異装許可願」を提出し、許可を得る。

校内における防寒着について

- (1) 華美でない上着。部活動ウェアも可。
ブレザーを着用せずに防寒着のみを羽織ることのないようにする。（※**考査中は着用できない**）
- (2) タイツ・レギンスはベージュ・紺・黒のみ。
ひざ掛けは華美でないものを使用する。

頭髪等

- (1) 頭髪は、自然で端正な髪型にまとめ、常に清潔を心掛け髪が目にかからないようにする。髪をまとめたり、留めたりする場合は、色・形が華美でないものを用いる。
- (2) 染色・脱色・カール・パーマ・エクステンション等の加工をしない。
- (3) 眉毛の加工・化粧（ファンデーション・マスカラ・アイシャドウ・口紅等）・爪の加工（マニキュア等）をしない。
- (4) ピアス・指輪・ブレスレット・ネックレスなどの装身品を身に付けない。

所持品

- (1) 所持品には明確に記名する。紛失物や拾得物があった場合は、直ちに係の先生へ届け出る。
- (2) 学校生活に不必要な金銭や貴重品を持って来ない。
- (3) 学校生活に不必要な物（漫画・各種プレーヤー・雑誌等）を持って来ない。

携帯電話・スマートフォンの使用について

使用ができる時間帯	使用ができない時間帯
LST 終了後 (学習に関すること、部活動に関すること、 保護者への連絡等で使用可)	登校から LST 終了まで (電源を切り、鞆の中にしまっておく)

使用上特に注意すること

- ・スマートフォン等を使用して撮影・録音を行う際は、肖像権や人格権などの権利を侵害しないよう十分に配慮すること。部活動や学習活動での使用時も、本人の同意を得ることを原則とし、目的外利用はしないこと。（SNS への投稿はしない）
- ・歩きスマホを行わない、イヤホン着用時の音漏れなど、マナーを遵守した使用をすること。

その他

- ・授業で使用するタブレット端末は、後日配布のガイドラインに従うこと。
- ・災害などの非常時には上記の限りではない。

欠席・遅刻・早退・忌引

- (1) 欠席・遅刻・早退は、保護者等から学校へ連絡をしてもらう。(基本的にはきずなネットを活用。)
- (2) 8：35のチャイムの鳴り始めを基準とし、それ以降を遅刻とする。なお、遅刻して登校した際は、職員室と教室入室時に手続きを行う。
- (3) 体調不良による早退の場合は、保健室で養護教諭より早退勧告を受けてから、職員室で手続きした後に帰宅する。疾病以外の場合は事前に担任の許可を得、職員室で手続きした後に帰宅する。
- (4) 忌引等日数

父母の死亡	7日以内	兄弟姉妹及び同居の祖父母の死亡	3日以内
伯叔父母・曾祖父母の死亡	1日	その他の同居家族	1日
父母の年忌	1日		

ただし、遠方の場合、往復移動旅行日数も含める。

自転車通学等

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願」を提出し、本校規定の登録ステッカーを自転車後部の泥除け等のよく見える位置に貼り付ける。
- (2) ステッカーが破損したり自転車を換えたりした場合は、速やかにステッカーの再交付を受ける。
- (3) 自転車はシティサイクル、ヘルメットの着用(所有は必須)を推奨し、スタンド、ライト、反射板、鍵、警笛、防犯登録があること。安全上問題があると判断した場合には、自転車の乗り換えなど別途指示する場合がある。
- (4) 生徒は、自他の生命を尊重し、交通法規を遵守し交通マナーの向上に努めること。
- (5) 自転車は左側通行。許可された歩道では車道側を通行する。
- (6) 交通事故防止のため、以下の行為は禁止：
 - (ア) 一時停止違反、傘差し運転、無灯火、二人乗り、並進、信号無視
 - (イ) スマートフォン・イヤホン等を使用しながらの運転
- (7) 歩行者や車両に迷惑をかけないよう安全に配慮する。
- (8) 校内では自転車は下車。特に下校時は校門付近の坂の下まで下車を徹底する。
- (9) 交通事故に遭った場合は、速やかに警察および学校へ連絡し、担任に申し出ること。その後、各学年の生徒指導部に「被害・事故届」を記入・提出すること。

愛知県教育委員会より

学校における交通安全教育の一層の充実を図り、特に自転車通学者が主体的に自分の安全を守れるようにしていく必要があると考え、「あいち高校生 自転車安全利用5則」を次のように定めた。

あいち高校生 自転車安全利用5則

- (1) 車道は原則として左側を通行する
- (2) 交差点では信号と一時停止を守る
- (3) 夜間はライトを点灯する
- (4) 「ながらスマホ」をしない
- (5) ヘルメットを着用する

※「ヘルメットを着用すること」は、法律的な「努力義務」である。
自分の命を守るために、西春高校では着用することを強く推奨する。

アルバイト

- (1) アルバイトを行う必要があると判断された生徒に限り、許可することがある。ただし、期間や時間、勤務先に関しては制約がある。
- (2) アルバイトは、本校における学習に支障がないことを前提とする。
- (3) アルバイトを許可された生徒は、所定の用紙に保護者等連署の上、生徒指導部へ提出する。
願い出は、年度更新とし、アルバイトの条件が変更になった場合は、速やかに生徒指導部へ申し出る。

特別指導

- (1) 学校が必要だと判断した時には、学校教育法施行規則 26 条等に基づき、保護者等の同意のもと特別な指導（校長訓戒または謹慎）を行う。また、必要に応じて教育委員会、児童相談所、警察、スクールカウンセラーなどの外部機関と連携し、適切な対応を図る。

校則の見直しの手続き

- (1) 生徒会は、校則の変更、追加、改正または廃止について、生徒の意見を集約し、生徒議会を招集して審議し、承認を得た後、校長に対し校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったときまたは校則の変更が必要と判断したときには、校則検討委員会を設置し、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会及び職員会議等の議論を経て、校則検討委員会でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や、運営委員会、職員会議等及び校則検討委員会での議論、本校の教育目標やスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。

※校則検討委員会の成員は、生徒、教員から校長が任命する。

校内外活動

- (1) 学校の名において行うすべての行動は、事前の許可を必要とする。
- (2) 生徒の政治的活動等について
 - ア 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことを禁止する。
 - イ 放課後や休日等に校内において選挙運動や政治的活動を行うにあたり、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限または禁止する。
 - ウ 放課後や休日等に校外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またその恐れが高いと認められる場合、あるいは自身または他の生徒の学業や生活等への支障がある場合等は、制限または禁止する。
- (3) 校内での掲示、署名活動、印刷物配布、集会および団体の結成あるいは参加については、事前の許可を必要とする。
- (4) 授業および部活動を除き校地・校舎・設備・備品の使用では、事前の許可を必要とする。
- (5) 公共物の使用には十分に注意を払う。損傷した場合は、直ちに担任または部顧問に申し出る。
- (6) 原動機付自転車、オートバイ等の免許取得や運転等には、県内実施の「4ない運動」（「免許をとらない」「買わない」「運転しない」「乗せてもらわない」）を適用する。
なお、自動車運転免許取得のための自動車学校への入校は、原則卒業式以降とする。
- (7) 交際においては、互いの人格を尊重して知性と良識に基づき、高校生らしく明るく節度あるものとなるよう心掛ける。

－自転車に乗っていて交通事故に遭ったときはどうしたら？－

被害・加害を問わず『**第1優先は人命**』であるから
必要であれば「救急搬送を依頼：119番」

<被害者になってしまった…> 主な相手：自動車，オートバイ

事故後の対処

- 1 事故の大小にかかわらず，必ず警察を呼ぶ「110番通報」
 - ・警察によって保険に必要な「交通事故証明書」が作られる
- 2 相手（加害者）を十分確認
 - ・相手の連絡先（携帯電話番号，勤務先など）を必ず聞く
 - ・相手の運転免許証，車のナンバープレートなどもメモする
→ スマートフォンなどで写真を撮るのも効果的
- 3 ケガの大小にかかわらず，必ず通院
- 4 保険に加入していれば，事故の状況を保険会社や取扱代理店へ連絡
- 5 くれぐれも「（動転して）大丈夫です…」で終わらない！！

<加害者になってしまった…> 主な相手：歩行者，自転車

事故後の対処

- 1 まずは，『負傷者への対応（救急車）』と『安全確保』
 - ・負傷者がいる場合は，何よりも先に救護して119番通報をする
- 2 事故の大小にかかわらず，必ず警察を呼ぶ「110番通報」
 - ・警察によって保険に必要な「交通事故証明書」が作られる
- 3 相手（被害者）を十分確認
 - ・自分の名前や連絡先を伝える
 - ・相手の連絡先（携帯電話番号，勤務先・通学先など）を必ず聞く
- 4 保険に加入していれば，事故の状況を保険会社や取扱代理店へ連絡
- 5 被害者へのお見舞いや被害家族へのお詫び
 - ・できる限り被害者に対して誠意のある行動をする

<自転車通学上の注意点> 参考：名古屋市は「自転車損害賠償保険等の加入が原則義務」

- ・交通ルールを遵守して通学する
 - 2人乗り，傘差し運転，携帯電話・スマートフォン使用，イヤホン使用，並進の禁止
- ・合羽を所持して雨天時に着用する
- ・事故などに遭った場合には警察，保護者，学校に連絡の上適切に対処する
事故の相手が不明の時は「相手方不詳」で警察へ届け出可